

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第26号

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員通勤手当支給規則（昭和33年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="252 734 815 831">(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p data-bbox="220 857 815 1245">第8条 条例第41条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p data-bbox="252 1272 815 1547">(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。） <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>	<p data-bbox="896 734 1460 831">(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p data-bbox="865 857 1460 1245">第8条 条例第41条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p data-bbox="896 1272 1460 2022">(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。） <u>については、通用期間が支給単位期間（条例第41条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均1箇月当たりの通勤所要回数<small>の少ないものについて、この額が次号による額を超えるとき</small></u></p>

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第41条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交代勤務に従事する職員等で平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。

イ 使用する定期券の通用期間が6ヶ月を超える場合 別に定める額

(2)及び(3) (略)

2 (略)

(返納の事由及び額等)

第10条の2 (略)

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第41条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等

(第8条の2第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第41条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

は、同号による額とする。

(2)及び(3) (略)

2 (略)

(返納の事由及び額等)

第10条の2 (略)

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第41条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等

(第8条の2第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第41条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては、当

該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき使用期間の定期券の運賃等の払戻しを、別に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、別に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間

が6箇月を超えるものがある場合
別に定める額

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 第9条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号又は第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び別に定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

ウ 前号イに掲げる場合 別に定める額

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

ロ 第9条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号又は第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び別に定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

<p>(支給単位期間)</p> <p>第10条の3 条例第41条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p>ア <u>イに掲げる場合以外の場合</u> <u>交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間</u></p> <p>イ <u>使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合</u> <u>別に定める期間</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第10条の3 条例第41条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、四日市市職員通勤手当支給規則第10条第2項、第10条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第10条の4第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

(総務部人事課)